

## (仮称) 仙台市客引き行為等の規制に関する条例 (中間案)

## 1 目的

- この条例は、客引き行為等について必要な規制を行うことにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全安心で快適な街づくりに資することを目的とします。

## 【解説】

- 市内中心部において多数見受けられる客引き行為等について必要な規制を行うことにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の確保を図り、最終的には、魅力と活力のある安全安心で快適な街づくりに資することを目的とします。

## 2 定義

## 客引き行為等

- 公共の場所で行われる、次の4つの行為をいいます。

客引き行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
客待ち行為	客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為
勧誘行為	通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう誘う行為
勧誘待ち行為	勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為

## 市民等

- 市内に居住し、もしくは滞在し、又は市内を通過する者をいいます。

## 事業者等

- 市内で事業活動を行う者（以下「事業者」という。）又はその従事者をいいます。

## 地域団体

- 市内で活動する団体のうち、次に掲げる団体をいいます。
- ・ 町内会、自治会その他の地域住民の組織する団体
  - ・ 商店街振興組合

## 【解説】

- 客引き行為及び勧誘行為とは、飲食店及び風俗営業等の業種を問わず、次の①～③を全て満たす行為をいいます。
- ① 公共の場所で行われる行為  
(例) 道路、公園、広場、公開空地 など

- ② 相手方を特定して行われる行為  
 (例)「接近する」「追隨する」「立ちふさがる」「顔を覗き込む」などの行為、  
 「お兄さん」などの声かけを行う行為
  - ③ 客となるよう誘う行為(客引き行為)、役務に従事するよう誘う行為(勧誘行為)  
 (例)客引き行為:「飲み屋どうですかと勧める」「料金交渉を持ちかける」などの行為  
 勧誘行為:「職を探しているか尋ねる」「仕事に従事するよう誘う」などの行為
- 客待ち行為は客引き行為を行うため、勧誘待ち行為は勧誘行為を行うために、公共の場  
 所で待つ行為をいいます。
  - 次の行為は、客引き行為等には該当しません。
    - ① 不特定多数の者に対して呼びかける行為
    - ② ティッシュ、チラシ等を配布する行為
    - ③ 看板等を掲げて、宣伝する行為

### 3 市・事業者等・地域団体・市民等の責務

#### 市の責務

- 地域団体及び警察その他の関係機関と連携し、事業者等及び市民等に対する意識の啓  
 発を図るとともに、その他必要な施策を推進するものとします。

#### 事業者等の責務

- 事業者は、客引き行為等の規制について、従事者その他関係のある者への指導、監督  
 その他必要な措置を講じるものとします。
- 客引き行為等の規制に関する市の施策に協力するものとします。

#### 規制区域内の地域団体の責務

- 客引き行為等を行わせないための巡回、啓発等を自主的に推進するものとします。

#### 市民等の責務

- 客引き行為等の規制に関する市の施策に協力するよう努めるものとします。

#### 【解説】

- 事業者は、従事者等に対し、禁止行為を行わないよう、日常的に指導、監督等を行うも  
 のとします。
- 市民等は、規制区域において客引きを利用しないなど、客引き行為等の規制に関する本  
 市の施策に協力するよう努めるものとします。

#### 4 客引き行為等規制区域の指定

- 市は、地域団体と協働して客引き行為等の対策に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等規制区域（以下、「規制区域」という。）に指定することができます。
- 市は、規制区域を指定しようとするときは、あらかじめ仙台市安全安心街づくり条例に規定する仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴くものとします。

##### 【解説】

- 地域団体と協働して客引き行為等の対策に取り組む必要があると認める区域は、概ね次の要件を満たす区域とします。
  - ① 客引き行為等を行う者が多数存在する
  - ② 当該区域内の地域団体や居住されている方々から規制区域の指定の要望がある
  - ③ 当該区域内において客引き行為等を行わせないための地域団体による自主的な取組が行われている又は行う予定である

#### 5 禁止行為

- 規制区域内においては、次の行為を禁止することとします。
  - ・ 客引き行為等を行い、又は行わせること
  - ・ 事業者等が、客引き行為を受けた者を客として自らの店舗等営業場所に立ち入らせること

##### 【解説】

- 規制区域内においては、現行法令で規制されている風俗営業を含め、すべての業種の客引き行為等を禁止します。
- 客引き行為等を従事者に行わせることや他の者に委託することも禁止します。
- 客引き行為によって誘われた客を自店舗などに客として受け入れる行為を禁止します。

## 6 勧告等の実施

### 勧告

- 規制区域内において禁止行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができます。

### 命令

- 勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命令することができます。

### 公表

- 命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名、店舗の名称や所在地等を公表することができます。
- 調査等を拒み、妨げ、又は質問等に対して虚偽の陳述等をしたときは、その者の氏名、店舗の名称や所在地等を公表することができます。
- 氏名等の公表を行ったときは、営業場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表に係る事項を通知することができます。

### 【解説】

- 勧告は、行政指導に該当するものであり、禁止行為をした者に対し、自主的に当該行為をやめる機会を与えるため実施するものです。
- 命令は、行政処分に該当するものであり、勧告に従わない者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずるものです。過料を科された者が更に禁止行為をしたときは、新たに勧告を行うことなく直ちに命令を行う場合もあります。
- 公表は、命令に従わなかった場合や市職員による調査等を拒み、妨げる等した場合に氏名等を公表するものです。

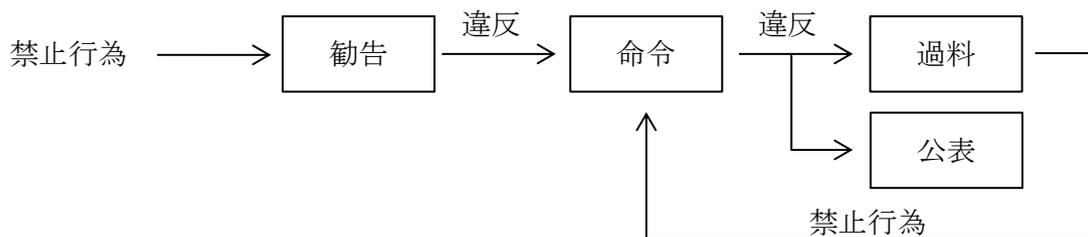
## 7 罰則

- 次の場合には、5万円以下の過料を科します。
  - ・ 規制区域内において禁止行為をした者が、その行為をしてはならない旨を命令されたにも関わらず、その命令に従わなかった場合
  - ・ 調査等を受けた者が、正当な理由なく調査を拒み、妨げ、又は質問等に対して虚偽の陳述等をした場合
- 店舗や事業者等の従業員が過料を科された場合は、その店舗や事業者等に対しても過料を科します。

### 【解説】

- 罰則は、命令に従わなかった場合や市職員による調査等を拒み、妨げる等した場合に5万円以下の過料を科すものとします。
- この過料は、地方自治法に基づいて行政上の秩序罰として科すものであり、仙台市が徴収するものです。

- 勧告から過料・公表までの標準的な流れは、以下のとおりです。



## 8 調査等

- 条例の目的を達成するために必要があるときは、次の調査を行うことができます。
- ・ 禁止行為をした者に対する質問等
  - ・ 禁止行為をした者の店舗や事務所等に立ち入って行う調査

### 【解説】

- 市は、勧告等を適切に実施するため、街頭で禁止行為をした者に対する氏名等の質問を行う他、禁止行為をした者の店舗や事務所等に立ち入って書類等の調査を行います。

## 9 関係機関等との協力

- 条例の目的を達成するために必要があるときは、関係警察署長及びその他関係機関の長と、相互に情報の提供その他必要な協力を行うものとします。また、必要に応じて、地域団体その他の者にも協力を求めることができるものとします。

### 【解説】

- 客引き行為等については、苦情を含め多くの情報が警察に寄せられている現状にあるとともに、本条例の規制対象の中には、他法令で規制されている行為もあることから、本条例の運用上、必要な情報の共有等、警察との連携は不可欠です。従って、条例の目的を達成するために必要がある場合、関係警察署長及びその他関係機関の長と、相互に情報の提供その他必要な協力を行います。また、必要に応じて、地域団体その他の者にも協力を求めます。

## 10 運用

- 市は、条例の運用にあたっては、巡回、啓発及び勧告等の実施方法について、地域団体及び警察その他の関係機関と協議するものとします。

### 【解説】

- 条例の目的を達成するためには、地域団体との協力のもと地域の実情に即した運用を行う必要があります。また、他法令に基づいて警察が行う取締りとの連携も重要です。このことから、この条例の運用にあたっては、巡回、啓発及び勧告等の実施方法について、地域団体及び警察等と定期的に協議を行います。